

議案第50号

徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、徳島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出

小松島市長 中山俊雄

徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年徳島県指令地方第5号）の一部を次のように改める。

別表第1中「，板野西部青少年補導センター組合」を削る。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「，板野西部青少年補導センター組合」を削り，同表第3条第11号に関する事務の項中「，板野西部青少年補導センター組合」を削る。

附 則

この規約は，徳島県知事の許可のあった日から施行し，令和4年4月1日から適用する。